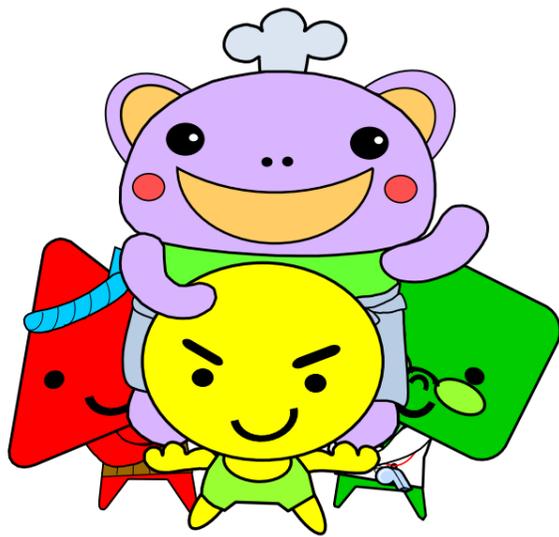


# 令和6年度 家庭状況届のご案内



お子さまの通園を継続するために、下記の書類を提出してください。

保育施設は「保育の必要性の認定」において、2号認定または3号認定を受けた方がご利用いただけます。令和6年9月以降も引き続き保育施設を必要とされる方は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日内閣府令第44号）第9条の規定により「認定事由及び通園要件確認書類」の提出が必要となります。

## 提出期限

**令和6年7月24日(水) 必着**

## 提出方法

下記、いずれかの方法で提出してください。

- ①通園先保育施設へ書面で提出
- ②電子申請

## 提出書類

下記すべての書類の提出が必要です。

- ①家庭状況届
- ②保育の必要性を確認する書類 詳細は次ページをご確認ください。

※令和6年4月1日以降に「保育の必要性を確認する書類」を提出されている方は、①家庭状況届のみご提出ください。

## 注意事項

- ・家庭状況届に記載された情報は令和6年5月24日現在のものです。
- ・家庭状況届は世帯で1枚配付しています。
- ・きょうだいを通園されていて、書類を保育施設に提出する場合は、最年長のお子さんの保育施設へ提出してください。

提出期限までに提出が確認できない場合、または認定事由に該当しなくなった場合は、原則として退園となります。期限までに提出できない理由がある場合は、事前に保育課保育係へご連絡ください。

## すべての方にご提出いただく書類

### ①家庭状況届

### ②保育の必要性を確認する書類

現在の状況により提出いただく書類が異なります。

以下の表より該当するものをご提出ください。(父母それぞれの書類が必要です)

	現在の状況	『保育の必要性を確認する書類』	注意事項
1	就労 産休中・育児休業中	就労証明書(簡易版)	・月48時間以上(交通所要時間、休憩時間を除く)お子さまの保育が困難となる状況が認定事由となります。 ・複数箇所勤務している等の場合は、それぞれの就労証明書が必要です。 ・育児休業中の方は、育児休業期間と復職予定日の記載が必須となります。
2	求職活動	就職活動状況報告書	・就労開始が決定したら、就労開始後14日以内に就労証明書と教育・保育給付認定変更申請書(兼)変更届を提出してください。
3	出産予定	親子健康手帳(母子手帳)のコピー (表紙と分娩予定日記載のページ)	・提出済の方は必要ありません。
4	疾病	診断書(原本)	・お子さんを保育することが困難である具体的な内容の記載があるもの。
5	障害	障害者手帳等のコピー	・江戸川区に住民票がある方は提出不要です。
6	介護・看護	① 介護・看護状況申告書 + ② いずれか [ 介護・看護を受けている方の診断書または 障害者手帳等のコピー ※ 介護保険被保険者証とケアプランのコピー	・①と②両方が必要です。 ・月48時間以上お子さんの保育が困難となる状況が認定事由となります。 ※江戸川区に住民票がある方は提出不要です。
7	就学	在学証明書と時間割表等 ※所在地のわかるものを添付してください。	・月48時間以上(交通所要時間、休憩時間を除く)お子さんの保育が困難となる状況が認定事由となります。

## 必要書類は区ホームページよりダウンロードしてください



「3. 在園中に必要な書類」から必要書類をダウンロードできます。

江戸川区ホームページ>シティインフォメーション>オンラインサービス>申請書ダウンロード>子育て・教育>保育園等(認可保育施設、保育ママ)関係書類

### 注意事項

・必ずファイルを端末に保存してから情報を入力してください。(直接入力を行うと、文字が印字されない場合があります)

## 世帯の状況によって提出が必要な書類

	現在の状況	『保育の必要性を確認する書類』	注意事項
1	転職予定	転職先の就労証明書	就労開始後の証明日のものが必要です。
2	離職した(内定なし)	「家庭状況届」の求職活動欄をチェックして提出	離職後3か月以内に就労開始できない場合、退園となります。
3	結婚した (未届の同居開始を含む)	・教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) ・支給認定証 ・新たに保護者になった方の「保育の必要性を確認する書類」	保育料に変更が生じる場合があります。速やかに提出してください。
4	離婚が成立し、別居した	・教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) ・支給認定証	保育料に変更が生じる場合があります。速やかに提出してください。
5	認定時間を変更したい (短時間→標準時間) (標準時間→短時間)	・教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) ・支給認定証	認定が変更となる場合は、提出日の翌月からの適用となります。

## 退園する場合

- ・令和6年8月末までに退園する場合、家庭状況届の提出は不要です。
- ・退園届の提出が必要です。退園月の月末までに保育課保育係まで提出してください。
- ・江戸川区外に転出後、引き続き現在の保育施設に通園を希望する場合は保育係までお問い合わせください。

## 電子申請が便利です

- ・マイナポータル(ぴったりサービス)から申請することができます。下記QRコードから申請してください、
- ・保育の必要性を確認する書類はデータで添付してください。

・電子申請に必要なもの (1・2、または1・3をご用意ください)

- 1、申請者本人のマイナンバーカードおよび暗証番号(6桁以上の署名用電子証明書用暗証番号)
- 2、マイナンバーカード対応スマートフォン
- 3、パソコンおよびマイナンバーカード対応ICカードリーダー

### 注意事項

- ・添付書類のデータが不明瞭だった場合は、再申請または郵送での再提出が必要になることがあります。文字や画像が鮮明に映っていることをご確認のうえ申請してください。



← 令和6年度家庭状況届申請フォームQRコード

ぴったりサービス > 保育施設等の家庭状況届 手続きサイトへリンクします。

---

---

○●お知らせ●○

---

---

認可保育施設の手続きは **電子申請（ぴったりサービス）** ができます！

在園中の世帯が電子申請できる手続き

- |                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| ●教育・保育給付認定変更申請         | …転居、転職、家族構成が変わったとき        |
| ●認可保育施設の退園届            | …退園するとき                   |
| ●保育料の減額・免除の申請          | …保育料の減額を受けたいとき            |
| ●認可保育施設の入園（転園）の申込み     | …転園の申請をするとき               |
| ●認可保育施設の申請に関する通知書等交付申請 | …保育料納入状況のお知らせ、<br>在園証明書など |
| ●教育・保育給付認定取消申請         | …保育の必要性がなくなったとき           |
| ●教育・保育給付認定再交付申請        | …支給認定証を再発行したいとき           |



電子申請（ぴったりサービス）の手続きは、  
江戸川区ホームページからご利用いただけます。

---

---

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

江戸川区子ども家庭部保育課保育係

TEL: 03-5662-0066 (直通)

---

---

